

令和5年5月30日

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及びヒト受精胚 を用いる研究に関する審査委員会の改変について

改変の趣旨

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」に関しては、令和4年2月1日に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第三次）～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について～がとりまとめられ、新規胚を作成して行う基礎的研究のうち、ゲノム編集技術等を用いた遺伝性・先天性疾患研究及び卵子間核置換技術を用いたミトコンドリア病研究について、新たにその実施を容認すること等の見解が示されたことを受け、厚生科学審議会科学技術部会「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」において、対応を検討しているところ。

また、両指針に基づくヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究やヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる基礎的研究については、厚生労働大臣から厚生科学審議会への諮問を受け、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、実施計画書の指針への適合性について、厚生科学審議会科学技術部会「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会」において審査を行い、審査結果を厚生科学審議会科学技術部会へ報告を行うとしている。

今般、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、子ども家庭局母子保健課が移管されることに伴い、厚生科学審議会科学技術部会「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」及び「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会」の組織体制を改変する。

改変の概要（別紙参照）

1. 「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会」を「ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会」へと変更し、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の遺伝性・先天性疾患研究に係る見直しに関する検討
 - (2) 「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の遺伝性・先天性疾患研究に係る見直しに関する検討

(3) その他

2. 「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会」については、次に掲げる業務を実施する。

(1) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告

(2) その他

その他

(1) 委員会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定めるものとする。

(別紙)

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の改変について

